



交通安全だより

第129号 平成29年12月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

交 通
安 全

セーフティさっぽろ

本年も街頭啓発活動等を通じ
交通事故防止にご協力いただき
ありがとうございました！！

年末も“無事故”でどうぞよい年をお迎えください

これから年末年始にかけて、忘年会や新年会、成人式や冬休みを利用した同窓会など、お酒を飲む機会が増える人も多いでしょ
う。また、車や人の移動が増える時期でもあります。

飲酒運転は重大な交通事故につながる悪質な犯罪です。絶対に
やめましょう！

また、ツルツル路面による転倒事故にも十分注意しましょう！



飲酒運転をしない、させない、許さない！！

飲酒運転をなくすための

3

つの約束



何の落ち度もない人の人生を狂わせてしまう“悪質で危険な犯罪”飲酒運転。

「お酒を飲んでから時間が経っていた」「事故を起こさない自信があった」「飲んだお酒の量が少ないので大丈夫だと思った」「運転していく目的地が近かった」など、安易な考えから飲酒運転に及んでいます。

飲酒運転はなぜ危険か？



アルコールには麻痺（まひ）作用があり、脳の働きを麻痺させます。

飲酒時には血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質（理性や判断を司る部分）のコントロールが麻痺し、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、「**気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする**」「**車間距離の判断を誤る**」「**危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる**」など、飲酒運転は事故に結びつく危険性を高めます。

約束1 お酒を飲んだら運転しない

運転者はお酒を飲んだら運転せず、例えば公共交通機関や運転代行を利用すること。運転するならお酒は絶対に飲まず、アルコールが含まれていない飲み物にすること。また、飲酒運転を避けるために、飲食店には車で行かないなどの対策をとりましょう。

[罰則] 運転者

酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

約束2 運転する人にはお酒を飲ませない

運転するおそれがある人にはお酒を勧めたり、飲ませたりしないこと。



約束3 お酒を飲んだ人には運転させない

飲酒した人には絶対に運転させないこと。
飲酒運転の車に同乗しないこと。
飲食店側では飲酒運転防止のため、帰りの交通手段を確認するなどの対策も。

[罰則] 酒類の提供者・車両の同乗者

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

知っていますか？

飲酒運転に係る車両等・酒類提供、同乗も運転免許の行政処分（取消・停止）になります！！

運転免許が取消処分になった事例

※情報発信元 警視庁 交通総務課交通安全対策第一係

■事例1

飲食店を経営する店主が、客が車で来店しているのを知りながら、店内において日本酒、ビール等を提供し、酒類提供罪として2年間の運転免許取消（東京都調布市）

■事例2

知人が酒を飲んでいると知りながら、車の助手席に乗り込み、二次会の場所まで送るよう依頼し、同乗した者が、同乗罪で2年間の運転免許取消（東京都葛飾区）